

# 退院後の不安ありませんか？

---

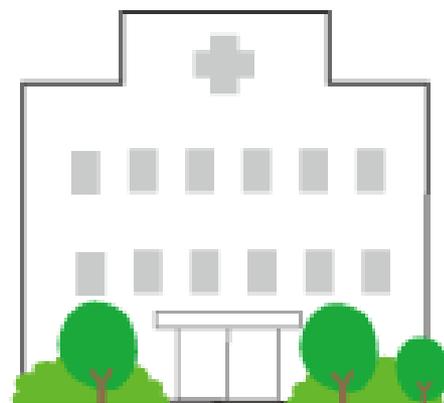
H30年4月11日 健康セミナー

医療福祉相談室

# 急な病気やケガで入院...

例えば...

- 脳梗塞
- 骨折
- 肺炎など



# 治療(点滴・手術・リハビリ)が終了



病状は安定しました!  
退院できます!



# 退院した後の生活は??

- 料理は?
- 掃除は?
- 洗濯は?
- 買い物は?



# いろいろな問題が生じることも

- リハビリをしたけど、前のように歩けない
- 認知症が進んでしまった
- 介護が必要になった



# いろいろな不安が生じることも

- 家の中に段差がたくさん・・・
- お風呂が深い・・・
- 病状の管理が不安・・・
- 経済的な不安・・・



# 退院後のよりよい生活の為に

- 心配な事、不安な事はまず相談を!  
専門スタッフ(医師・看護師・リハビリスタッフ・相談員等)がサポートします!



# 介護保険とは？

## 介護保険の対象者



- 65歳以上の方～

- 『第1号被保険者』

- どんな病気やケガがもとで介護が必要になったかは問われません。

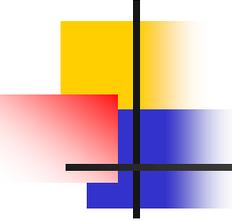
- 40歳から64歳の医療保険加入者～

- 『第2号被保険者』

- 老化が原因とされる病気等(特定疾病)\*により介護や支援が必要であると認定された方。

# まずは申請!!





# 申請から認定まで…

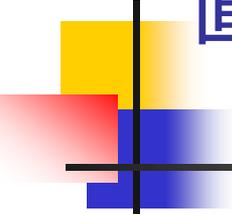
---

## ステップ①申請

市役所の介護保険課で「要介護・要支援認定」の申請

### 申請に必要なもの

- 申請書(各申請の窓口にあります)
- 介護保険の保険証  
(40～64歳の方は健康保険の保険証が必要)



# 直接窓口申請 又は 代行申請可能な事業所

---

地域包括支援  
センター

居宅介護  
支援事業所

指定介護  
老人福祉施設

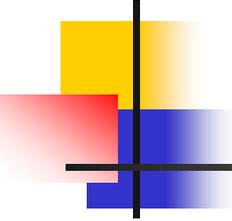
介護老人保健  
施設

指定介護療養型  
医療施設

小規模多機能  
型居宅介護  
事業所

# 申請後





# 申請から認定まで…

---

## ステップ②

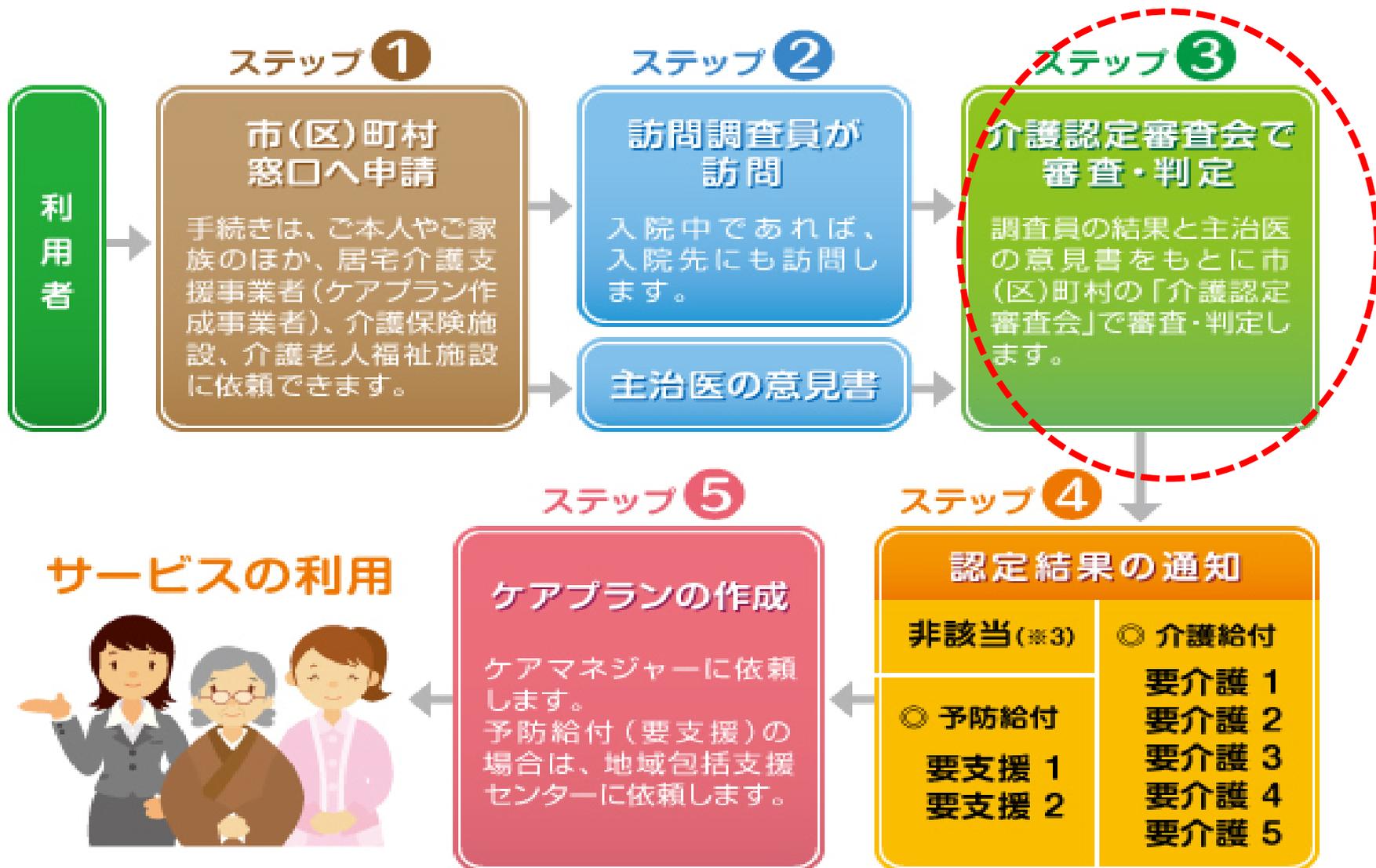
### ●認定調査

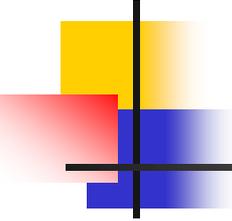
介護認定調査員が自宅や入院先を訪問し心身の状況や家族、居住環境などについて聞き取り調査を行います。

### ●医師の意見書

各市町村の依頼により主治医が意見書を作成します。

# 申請後





# 申請から認定まで…

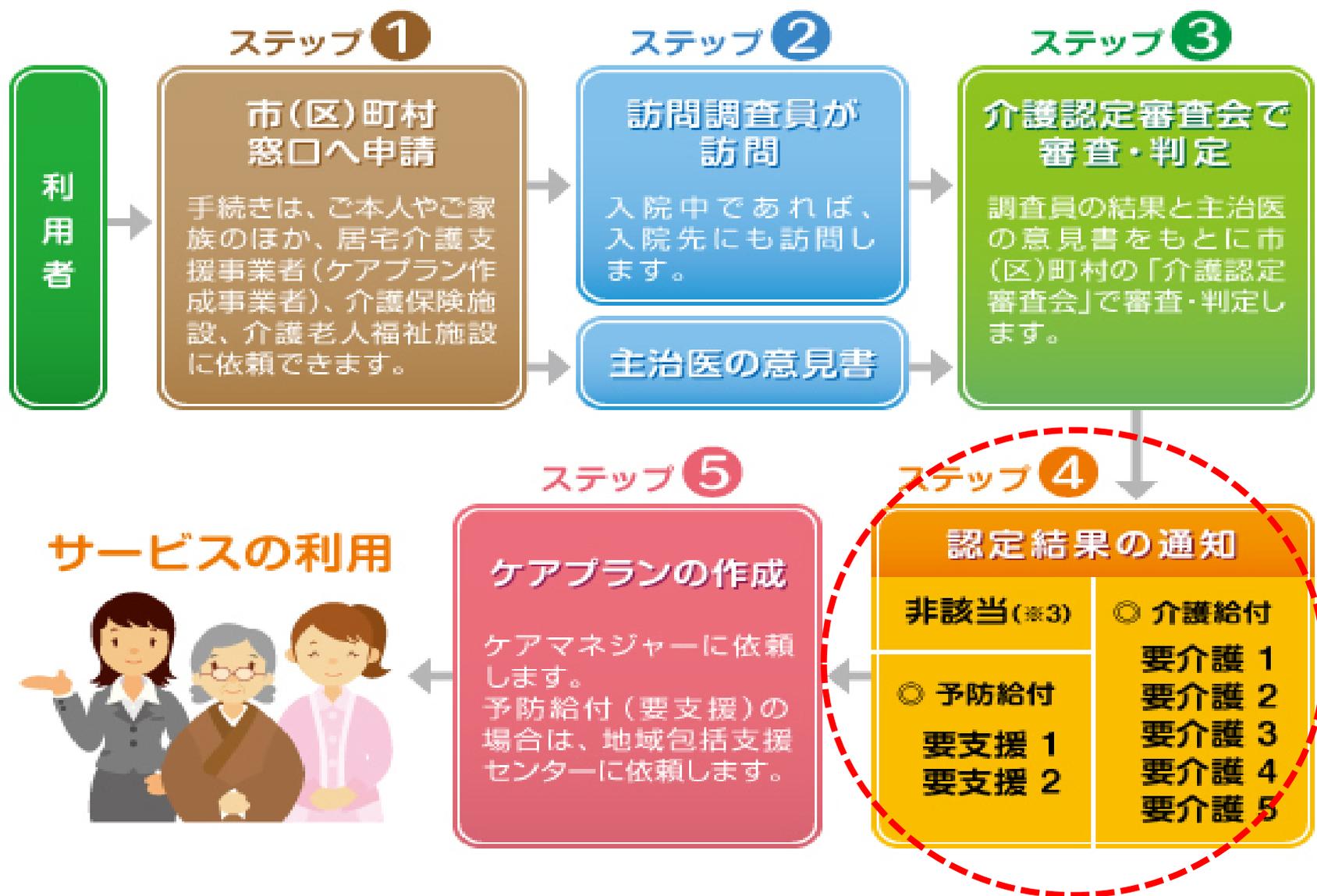
---

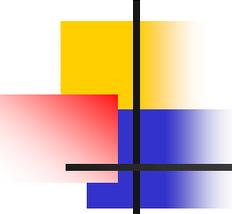
## ステップ③

### ●介護認定審査会

専門家が審査します。一時判定の結果と特記事項、医師の意見書をもとに、要介護状態等区分の判定が行われます

# 申請後





# 申請から認定まで…

---

## ステップ④

### ●認定結果の通知

認定審査会の判定に基づき、各市町村が要介護状態等の区分を認定し通知します。

※申請から認定まで約1ヶ月～1ヶ月半  
時間がかかります。

# 要介護状態区分

## 介護状態区分

## 心身の状態例

要支援1

基本的な日常生活はほぼ自分で行うことができるが、要介護状態にならないよう何らかの支援が必要

要支援2

基本的な日常生活を行う能力がわずかに低下し何らかの支援が必要

要介護1

基本的な日常生活や身の回りの世話に時々介助が必要  
立ち上がりなどが不安定さが見られる

要介護2

基本的な日常生活や身の回りの世話に一部の介助が必要  
立ち上がりや歩行に支えが必要

要介護3

食事や排せつ、入浴、洗顔、衣服の着脱などに全面的な介助が必要  
立ち上がりなどが自分でできない、歩行ができないことがある

要介護4

食事や排せつ、入浴、洗顔、衣服の着脱などに全面的に介助が必要  
立ち上がりなどがほとんどできない、歩行が自分でできない  
認識力、理解力などに衰えが見え、問題行動もある

要介護5

日常生活や身の回りの生活全般に介助が必要  
立ち上がりや歩行がほとんどできない  
認識力、理解力などに衰えが見え、問題行動もある

# 介護保険証 ☆特に 確認を！

(一)		(二)		(三)		
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">介護保険被保険者証</div>		要介護状態区分等 認定年月日 平成 年 月 日 認定の有効期間 平成 年 月 日～平成 年 月 日 居宅サービス等 平成 年 月 日～平成 年 月 日 (うち種類支給限度基準額) 1月当たり サービスの種類 種類支給限度基準額	区分支給限度基準額 平成 年 月 日～平成 年 月 日	給付制限 開始年月日 平成 年 月 日 終了年月日 平成 年 月 日 開始年月日 平成 年 月 日 終了年月日 平成 年 月 日 開始年月日 平成 年 月 日 終了年月日 平成 年 月 日	内 容 開始年月日 平成 年 月 日 終了年月日 平成 年 月 日 開始年月日 平成 年 月 日 終了年月日 平成 年 月 日 開始年月日 平成 年 月 日 終了年月日 平成 年 月 日	期 間 開始年月日 平成 年 月 日 終了年月日 平成 年 月 日 開始年月日 平成 年 月 日 終了年月日 平成 年 月 日 開始年月日 平成 年 月 日 終了年月日 平成 年 月 日
被 保 険 者	番 号 住 所 フリガナ 氏 名 生年月日 明治・大正・昭和 年 月 日 性別 男・女	<div style="border: 2px solid red; padding: 10px; width: 100px; margin: 0 auto;">見本</div>		居宅介護支援事業者又は介護予防支援事業者及びその事業所の名称 届出年月日 平成 年 月 日 届出年月日 平成 年 月 日 届出年月日 平成 年 月 日		
交付年月日 平成 年 月 日 保険者番号並びに保険者の名称及び印 <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <span style="font-size: 2em; margin-right: 10px;">4 5 2 0 1 1</span> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-left: 20px;">宮崎市公印</div> </div>		認定審査会の意見及びサービスの種類の指定		介護保険施設等 種類 入所等年月日 平成 年 月 日 名称 退所等年月日 平成 年 月 日 種類 入所等年月日 平成 年 月 日 名称 退所等年月日 平成 年 月 日		

# 介護保険負担割合証

所得に応じて負担  
割合  
1割または2割

介護保険負担割合証							
交付年月日							
被 保 険 者	番 号						
	住 所						
	フリガナ						
	氏 名						
	生年月日						
利用者負担の割合	適 用 期 間						
割	開始年月日 終了年月日						
割	開始年月日 終了年月日						
保険者番号 並びに保険 者名称及び 印	<table border="1"><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>						
	電話						



# サービスを利用するには

要支援1・2の場合  
地域包括支援セ  
ンター担当  
(地区別)



アセスメント

サービス担当者との  
話し合い

ケアプランの作成  
宮崎市へ届出

サービス  
事業所と  
契約し  
サービス  
利用

要介護1～5の場合  
居宅介護支援事業  
所担当CM



# 介護サービス(居宅)の種類



- ・訪問介護 身体介助(入浴・排泄など) 生活援助(炊事・買い物など)
- ・訪問入浴介護
- ・訪問看護
- ・訪問リハビリテーション
- ・通所介護(デイサービス) 通所リハビリテーション(デイケア)
- ・短期入所生活介護/短期入所療養介護
- (・小規模多機能型居宅介護...地域密着型サービス)
- ・福祉用具貸与(※ベッドや車いす、移動用リフトなどは要介護2以上で利用可)
- ・福祉用具購入...1年ごとに10万円上限
- ・住宅改修費の支給...20万円上限



# 様々な福祉サービス



- 障害者福祉制度
- 訪問診療、訪問看護(医療保険)
- 配食サービス
- 成年後見人制度

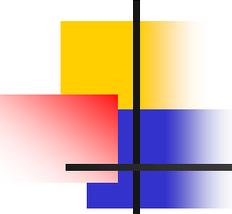


# 病院の相談室について



- 1階
- 医療福祉相談室・地域医療連携室
- 月曜～金曜日 8:30～17:15
- 入院・外来の患者さんやその家族からの相談を専門のスタッフが対応させていただきます





ご清聴ありがとうございました

---

